2　制限区域の変更
⑴　制限区域の拡大
発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。
⑵　制限区域の縮小
１の⑴の①のア又は⑵の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定・拡大を行った場合であって、発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径３キロメートルまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径１キロメートルまで縮小することができる。
3　制限区域の解除
⑴　高病原性鳥インフルエンザの場合
①　移動制限区域
次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。
ア　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の２の⑵の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。
イ　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。
②　搬出制限区域
①のアの検査により全て陰性を確認した時に解除する。
⑵　低病原性鳥インフルエンザの場合
①　移動制限区域
高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、⑴の①の要件のいずれにも該当する場合に解除する。
②　搬出制限区域
第12の２の⑴の発生状況確認検査において、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。
4　制限の対象
⑴　生きた家きん
⑵　家きん卵（ただし、ＧＰセンター等で既に食用に処理されていたものを除く。）
⑶　家きんの死体
⑷　敷料、飼料、排せつ物等
⑸　家きん飼養器具
5　制限の対象外
⑴　移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷
①　次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、第10の３の⑴により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。
ア　当該農場について、第12の２の⑴の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。
イ　出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。
②　家きんの移動時には、次の措置を講ずる。
ア　食鳥処理をする当日に移動させる。
イ　移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
エ　荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
オ　車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。
カ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
ク　移動経過を記録する。
⑵　移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のＧＰセンターへの出荷
臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の３の⑵により事業を再開したＧＰセンター又は移動制限区域外にあるＧＰセンターに出荷することができる。
⑶　移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷
①　臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場に出荷することができる。
ア　移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。
㋐　第10の３の⑶により事業を再開したこと。
㋑　移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれたひな（初生ひなをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。
ａ　当該ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。
ｂ　ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
ｃ　出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
(a)　臨床検査
(b)　当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡ひなを対象に行う簡易検査
イ　移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。
㋐　第10の３の⑶の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の３の⑶の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。
㋑　アの㋑に該当すること。
②　①の種卵から生まれたひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。
ア　密閉車両を用いる。
イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
エ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
オ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
カ　移動経過を記録する。
⑷　移動制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷
第10の３の⑶により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場のひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。
この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。
ア　密閉車両を用いる。
イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
エ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
オ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
カ　移動経過を記録する。